

令和5年 第1回九重町農業委員会 議事録

<日時>：令和5年1月6日（金）13：30～

<場所>：九重町役場 3階 301会議室

<出席委員>

農業委員

1番：穴井勲 2番：矢方盛二 3番：小田稲次郎 4番：佐々木清和
5番：佐々木洋子 7番：佐藤栄一 8番：田吹博史 9番：仲摩茂敏
10番：飯田祥治朗 11番：手島政弘

推進委員

12番：多田貫緑 13番：森眞一 14番：野田政春 15番：森義美
18番：熊谷厚己 19番：田中卓一郎 20番：時松美智雄 22番：佐藤勉
23番：田吹正利

<事務局出席者>

事務局長：吉光泰三 リーダー：若杉美紀 事務員：堤悠馬

<開会あいさつ（事務局）> 13時30分～

<委員出欠状況報告（事務局長）>

出席委員 （農業委員）： 10名 （農地利用最適化推進委員）： 9名
欠席委員 （農業委員）： 1名 （農地利用最適化推進委員）： 3名

<会長あいさつ>

■議事

議 長 それでは早速議案の方に入っていきたいと思います。議事録署名委員を1番委員さんと2番委員さんを指名致します。異議はございませんか。異議なしということで1番委員と2番委員を議事録署名委員に指名を致します。携帯をマナーモードか電源を切っていただきたい。よろしく申し上げます。それでは早速報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 議案書1ページをお開きください。
報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について。
報告第1号（番号1番）を読み上げて説明。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局 議案書2ページをお開きください。

事務局 報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出について。

議長 報告第2号(番号1番)を読み上げて説明。

議長 はい、ありがとうございました。続きまして3ページの報告第3号農地利用集積計画の変更について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書3ページをお開きください。

事務局 報告第3号農地利用集積計画の変更について。

議長 報告第3号(番号1番)を読み上げて説明。

議長 はい、ありがとうございました。それでは議案審議の方に入っていきたいと思います。4ページの議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書4ページをお開きください。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。

議長 議案第1号(番号1番～2番)を読み上げて説明。

議長 今事務局より説明がございました。それでは番号1番2番について担当委員さんの説明をお願いしたいと思いますのでよろしくお願ひします。3番小田さんお願いします。

3番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 はい、続きまして番号2番担当委員さんお願いします。事務局の方で。分からないという事でございますので。

事務局 [事務局より現地調査の結果を報告]

議長 はい、今担当委員さんから番号1番2番についてそれぞれ説明がございました。審議をいたしますけど、質問のある方は挙手をして質問をしてください。お願いします。

2番委員 飯田さんが言ったのですが、昔そこで〇〇さんが鳥を飼いよった。それで、現状そこは荒れている土地になっている。だからこういった金額になったかもしれんけど。昔〇〇さんのお母さんの家がその奥にあった。そういう関係でそういう話のできたのではないかと。憶測の範囲でございます。

議長 番号2番については畑ではあるのですが、実際面積としては4反3畝結構広いので、今言われたように売買価格は10万円ということですので、本来の面積からすればこういう単価にはならないと思うのだけど。今矢方さんのそういった話を聞くところによると、荒れてしまっで耕作出来るような状況じゃあないのでしょ。そのへんで〇〇〇〇さ

んの方が責任上買うという事だろと思うのですが。何かそのほかに皆さん方の質問があれば受けたいと思いますがございませんか。無いようでしたら、この番号1番、2番について賛成する方については挙手をお願いしたいと思しますのでよろしくお願いします。はい、ありがとうございます。全員賛成という事で承認されました。ありがとうございます。続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書の5ページをお開き下さい。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。

議案第2号(番号1番)を読み上げて説明。

議長

はい、ありがとうございました。今事務局より説明がございました。今皆さんのお手元に写真があると思えますけど、番号1番について担当委員さんより説明をお願いいたします。はい、8番田吹さん。

8番委員

〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議長

はい、今担当委員さんの方から説明がございました。この案件について質問のある方は挙手をして質問をお願いいたします。

10番委員

これはこのままつぶして畑として使いたいという要望でしょうか。

9番委員

この件につきましては農家の方と話をしたら、後継者はいない。現在85歳です。労力不足ということで、現地は田圃になっています。登記で、もうちょっと出来ないという事で20年前に植えたのですね。去年役場の方から指示があつて変更しておかないと悪いという事で、慌てて変更したという形になっているそうです。後継者がいないということで、もうどうにもならないということで案件として上がってきたと私は認識しています。よろしくお願いします。

議長

はい、そういうことでございます。これは事務局の方から通知があつたということですね。事務局の方から〇〇さんの方に通知があつたということですね。

9番委員

あつたと思います。そうして対応したと思います。

議長

おそらく非農地証明願いを出しなさいとかね。これはもう当然農地パトロールの時、現状が田という事でおそらくパトロールの対象地になっていたと思うね。

9番委員

でしょう。以前の〇〇さん、〇〇農業委員かね。あの方から挙ってきているのではないかと思います。私の時はここをパトロールしていない。〇〇さんの方から挙ってきて事務局の方から対応したと思います。事務局は〇〇さんに通知を出している。そういう段階だと思いま

す。

議 長

〇〇さんも知らないでクヌギを植えたということですね。

9 番 委 員

はい、そうですね。知らないで申し訳ないということで。

議 長

多分にここだけではなく、他所の地域でも多分あると思いますけど。

9 番 委 員

登録が田圃になっている。現況が田圃になっている。こういうのは回避していかんとね。農業委員会とは離れていく。言葉は悪いけど、そうしないといつまでもパトロール、いつまでも残りますね。

議 長

そこはですね、皆さん方も積極的に。はい、穴井さんどうぞ。

1 番 委 員

これは4条になっているけど、4条やったら農地から何かに変えるという感じなるよね。駄目やったら非農地扱い、どちらでも良いのかな。非農地扱いになるのか、事務局はどういう風に扱うのか。一応4条で挙げとるよね。意味がちょっとわからんけど。

議 長

はい、事務局どうぞ。

事 務 局

基本的に農地から個人の事情とか行為的な行為によって農地以外のものにするというのが転用という取り扱いになっています。〇〇さんの方に話を伺ったときにご自身で植えられたという所で行為的に農地から変えているという所で追認申請をお願いしているような形になります。非農地でいってないという理由は、ここ地籍調査が入ってない土地になるので周辺等から同意等を取らないと後々トラブルの可能性とか考えられますので。非農地というのはそういったあまり周辺の方から同意を得るような形で受ける必要になっていないのです。本来はですね。そういうことから転用の追認案件ということで始末書も添付して申請をいただいている。

議 長

地籍調査が終わっている段階と終わっていない段階では対応の仕方が違うということですね。

事 務 局

そうですね。入っていない時とあとは所有者の行為的な行為からするのじゃないかと思います。いわゆる致命的な。例えば遠方に出ていて土地があることを知らずに荒れてしまった場合とかであれば非農地とかでももちろん良いのですけども。今回については所有者が自分自身で植えたということで。本来であれば植えられる前に申請していただくような所なので今回は追認の申請で頂いています。

議 長

今事務局の方から説明がございましたけども、そういうことでございます。他にございませんか。ありませんか、無いようでしたら、この案件に承認される方は 飯田さんどうぞ

1 0 番 委 員

ゆくゆくは非農地申請が出て来ると。山林とかいう申請が出て来ると。

事務局 今回は山林に変えるという事での申請なのでもう非農地は出てこない。許可書を持って山林に変えることができます。

10番委員 了解しました。

議長 はい、そういうことでございます。承認される方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成という事で承認されました。一応これは4条ということですので県の方に送ります。続きまして6ページですね。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について所有権、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局 議案書の6ページをお開きください。

議長 議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権）。

議長 議案第3号（番号1番）を読み上げて説明。

議長 はい、今事務局より説明がございました。番号1番について担当委員さんの方から説明をお願いいたします。はい、田中さんお願いします。

19番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議長 はい、ありがとうございます。担当委員さんから番号1番について担当委員さんから説明がございました。この案件について質問のある方は挙手をして質問をして下さい。ありませんか。無いようでしたらこの案件について賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全員賛成という事で承認されました。それから議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について利用権でございますけど一応事務局の説明は省きます。それですね、この案件全部で8件、番号8番までありますけど番号2番を除きまして全部再設定でございます。一応ですね、再設定の説明は省略ということでございますので番号2番の設定についてだけ説明を担当委員さんの方からしていただきます。番号6番も設定ですね。番号2番と6番について説明をお願いいたします。番号1番3番4番5番それから7番8番ですかね。これそれぞれ担当委員さんの番号だけお願いしたいと思っておりますけど。番号1番は穴井さんですね。番号3番は森さんですね。番号4番は穴井さんですね。それと番号5番は野田さんですね。それと番号7番は佐藤さん。番号8番佐藤暁史さんですね。それでは設定についての説明を、番号2番6番について担当委員さんの方から説明をお願いいたします。番号2番はどなたになりますか。場所は〇〇ですけど。佐藤さんお願いします。

7 番 委 員 私が行きましたので。場所から言いますと〇〇の〇〇集落から〇〇の方に向かいまして、ごみ収集のある所から 1 km 手前に〇〇というバス停があります。それを左に上って行くと〇〇集落があります。それに入りまして公民館の所から 5 m 位行った所に右に上がる所がありまして、それを上がると 3 枚目から上、4、5、6 枚目がこの三枚になります。現状今稲を作っています。以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして番号 6 番。野田さんお願いします。

14 番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい、ありがとうございました。2 番と 6 番につきまして今それぞれ担当委員さんの方から説明がございました。この 2 番 6 番の案件について質問のある方は挙手をして質問をして下さい。お願いします。ございませんか。無いようでしたら議案第 4 号の番号 2 番 6 番の利用権について承認される方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。全員賛成という事で承認されました。これで全ての案件は終わりました。